# この記事をPDFで入手 www.busi-pub.com 専門解説

# 男性の育児休業取得の促進

# ~取得のメリットと企業の対策および促進事例~

坂本直紀社会保険労務士法人 代表社員 坂本 直紀

## ■ 今こそ取得促進をすすめるとき

少子化が進み、労働力人口が減少するなか、優秀な人材の確保および定着は企業の重要な経営課題といえます。コロナ禍によってニューノーマル(新常態)時代を迎えるとしても、その現実に変わりはありません。

優秀な人材の確保および定着を図るためには、社員にとって魅力ある職場づくりを推進していくことが必要です。その上で、自社の魅力を対外的に適切に訴求することで求職者に関心を抱いてもらうとともに、今いる社員1人ひとりの帰属意識を醸成させ、貢献意欲を高めていくことが重要です。

そのための方策に、ワーク・ライフ・バランスの推進があり、その1つとして男性の育児休業取得促進が挙げられます。会社が社員の育児休業について取得を勧(すす)め適切にサポートすることで、会社が社員の希望を叶えたり、社員の家庭への配慮につながる面があります。

本稿では、国の男性の育児休業取得促進に関する動向および促進をするうえでのメリットを解説するとともに、企業事例も紹介しています。ぜひご参考としてください。

# 目 次

## 1. 男性の育児休業取得に関する動向

- 1-1 国の動向
- 1-2 厚生労働省による男性の育児休業 取得促進の動き
- 1-3 育児休業に関する法制度
- 1-4 育児休業に関する経済的支援
- 1-5 次世代育成支援対策推進法

### 2. 男性の育児休業取得の現状と対策

- 2-1 男性の育児休業の取得の現状と課題
- 2-2 男性の育児休業の取得によるメリット
- 2-3 企業の対策

#### 3. 男性の育児休業取得促進事例

- 3-1 建設業. 岐阜県. 22名
- 3-2 医療業, 福岡県, 280名
- 3-3 製造業, 三重県, 130名

〈まとめ〉



#### ● 坂本 直紀(さかもと なおき)

http://www.sakamoto-jinji.com/

特定社会保険労務士,中小企業診断士,坂本直紀社会保険労務士法人代表社員 人事労務顧問,就業規則,メンタルヘルス・ハラスメント研修を中心に企業の人事労務管理を支援している。 著書:『職場のメンタルヘルス対策の実務 第2版』(民事法研究会 編著),『ストレスチェック制度 導入と実施 後の実務がわかる本』(日本実業出版社)等がある。

セミナー:「残業問題徹底対策セミナー」(公益財団法人川崎産業振興財団),「メンタルヘルス対策セミナー」(燕商工会議所)等. 多数実施している。